

12月17日（現時時間）公表

米国第九巡回控訴裁判所

命令

原告・上訴人：日本鯨類研究所、共同船舶株式会社ほか個人（調査船団船長）2名

被告・被上訴人：シー・シェパード・コンサベーション・ソサエティ（SSCS）及び  
ポール・ワトソン

裁判官：コジンスキー主任判事、タシマ判事、スミス判事

ワシントン州連邦地方裁判所リチャード A. ジョーンズ判事担当事件に関わる控訴  
2012年10月9日にワシントン州シアトルにて弁論し、意見を陳述

被告であるシー・シェパード、ポール・ワトソン及び彼らと呼応して活動する者（以下、まとめて「被告」とする）に対し、原告である日本鯨類研究所、(株)共同船舶、小川知之、三浦敏行（訳者注：船舶の船長ら）が南大洋において運航する船舶、及びそれらの船舶に乗船中の者（以下、まとめて「原告」とする）に対し、物理的攻撃を行うこと、またそれらの船舶の安全な航行を脅かすような方法で航行することを禁止する。

被告は公海を航行中、原告から500ヤード（約457メートル）以内に近付いてはならない。

本差し止め命令は、連邦法 App. P. 8 及び連邦法 R. Civ. P. 62 (g) に基づき発出されるもので、裁判所が、本件訴訟の本案の判決理由を発出するまでの間有効である。

第九巡回裁判所命令の原文（英文）はこちら：

<http://www.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2012/12/17/12-35266.pdf>